

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 12 月 25 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500450号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500210号

第1 結論

請求者のA社における平成18年7月20日の標準賞与額を1万8,000円、同年12月20日の標準賞与額を8万2,000円、平成19年7月19日の標準賞与額を10万9,000円、同年12月20日の標準賞与額を19万3,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月20日、同年12月20日、平成19年7月19日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月20日、同年12月20日、平成19年7月19日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年7月20日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年7月19日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年8月8日

平成18年4月1日付けでA社に正社員として入社し、B県C市内の同社コールセンターでテレホンアポインターの仕事を担当していた。退職する平成21年3月末までの間に5回の賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、いずれの賞与も国の記録に反映されていない。調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者から提出された預金通帳、「平成19年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」「平成19年分 給与所得の源泉徴収票」、複数の同僚が保管していた賞与の支払明細書、同僚が保管していた預金通帳、金融機関から提出された取引明細表及びB県F市から回答があった「平成20年度(平

成 19 年分) 所得照会回答用証明書」により、請求者は、請求期間①から④までにおいて、A 社から賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚から提出された請求期間①から④までに係る賞与の支払明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から④までにおいて、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳、「平成 19 年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)」(D 県 E 市)、「平成 19 年分給与所得の源泉徴収票」、金融機関から提出された取引明細表及び「平成 20 年度 (平成 19 年分) 所得照会回答用証明書」(B 県 F 市)により推認した厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 1 万 8,000 円、請求期間②は 8 万 2,000 円、請求期間③は 10 万 9,000 円、請求期間④は 19 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないため厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑤については、請求者から提出された預金通帳及び金融機関から提出された取引明細表により、請求期間⑤に A 社から 5 万 5,000 円が請求者の銀行預金口座に振込まれたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「業績の悪いときは賞与支給日に寸志を支給していた。寸志から所得税や社会保険料は控除していなかった。」と回答しているところ、複数の同僚は、「業績が良くない時は賞与ではなく寸志が支給された。」と陳述している。

また、請求者が記憶する当時の上司及び上記の同僚のうち請求者の氏名を記憶する 1 名は、請求期間⑤に A 社から 5 万 5,000 円の振込みがあった旨回答しているところ、その同僚から提出された賞与支払明細書から寸志として同額が支給されていることが確認できるものの、当該寸志から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500474号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500095号

第1 結論

昭和56年3月から昭和57年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年3月から昭和57年6月まで

請求期間について、国民年金が未加入となっているが、昭和56年3月にA市に転居した際、地区の役員の方から年金を納めた方がよいと言われたので、私は詳しく覚えていないが昭和56年3月から同年6月頃に加入手続を行ったと思う。この時は、年金手帳の交付は受けていないと思う。国民年金保険料の納付については、自分や母親が2か月分ずつ払った記憶がある。請求期間について調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「昭和56年3月にA市に転居した際、私は詳しく覚えていないが昭和56年3月から同年6月頃に加入手続を行ったと思う。」と主張し、国民年金保険料の納付については、「自分や母親が2か月分ずつ払った記憶がある。」と主張しているが、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付について、請求者に聴取しても具体的な陳述を得ることはできず、請求期間の保険料を納付していたとする母親は既に亡くなっており、請求者の国民年金の加入状況及び請求期間の保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、請求者が初めて国民年金の被保険者となった日は昭和60年3月31日(平成19年2月28日に昭和60年4月1日に訂正)となっており、オンライン記録の被保険者資格取得処理年月日が昭和61年10月21日となっていることから、請求者は昭和61年10月頃に国民年金の被保険者資格を昭和60年3月31日に遡って取得したと考えられる上、オンラインの氏名検索等で別の国民年金手帳記号番号の払い出しについて調査したところ、請求者に昭和60年3月31日より前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間の保険料を2か月分ずつ納付したと主張していることについて、

A市は、国民年金保険料を2か月分ずつ納付することになったのは昭和57年4月からと回答している上、A市は、国民年金の加入手続を行っていない者や国民年金の年金手帳の交付を受けていない者に対して、納付書は送付していないと回答している。

これらのことから、請求者の主張は、国民年金制度及び当時のA市における国民年金の取扱いと相違している。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1500477 号
厚生局事案番号：関東信越（国）第 1500094 号

第 1 結論

平成 6 年 4 月から同年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 4 月から同年 8 月まで

平成 6 年 3 月末で会社を退職したため、健康保険での医療機関の受診ができなくなった。当時、健康保険証が必要だったので、退職してすぐの同年 4 月頃に、自分で A 市役所に行き国民健康保険の加入手続を行った際、職員から国民年金にも同時に加入するように言われ、国民年金窓口で夫婦の年金手帳を提示して手続を行い、夫婦二人で国民年金に再加入した。その後タクシー会社に勤務し、最初はアルバイト扱いだったが平成 6 年 9 月 1 日から正社員となって厚生年金保険に加入した。

当時、私達夫婦は請求期間の国民年金保険料を納付できなかったため、後日、母からお金を借りて市役所で納付しようとしたが、納期限を相当経過して市役所では受付できないので社会保険事務所（当時）で納付するよう言われ、B 社会保険事務所（当時）で夫婦二人分の保険料をまとめて現金で納付した。手書きの領収証書を発行してもらったが、領収証書は紛失してしまった。請求期間は、夫婦二人分の保険料をまとめて一緒に納付しており、妻の保険料が納付済となっているので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、平成 6 年 3 月末に会社を退職し、当時、健康保険証が必要だったので、退職してすぐの同年 4 月頃に、自分で A 市役所に行き国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金にも同時に加入するように言われ、夫婦の年金手帳を提示して夫婦二人で国民年金に再加入したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の妻の請求期間に係る国民年金の資格再取得（平成 6 年 4 月 1 日）の処理日は、平成 6 年 9 月 19 日と記録されており、請求者がタクシー会社で厚生年金保険の被保険者となった後に、妻の請求期間に係る国民年金の再加入手続が行われたと考えられるほか、A 市からは、請求期間に係る請求者の国民健康保険の加入記録は

ないとの回答があり、請求者の主張とは相違している。

また、請求者のA市における国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、請求者が平成3年11月5日に厚生年金保険に加入したことにより、同日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、請求者が国民年金の被保険者資格を再取得したとする記載はなく、請求期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である上、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間の夫婦二人分の国民年金保険料をまとめてB社会保険事務所で過年度納付したと主張しているが、A市の「収納者リスト（年金用）兼検認票」及びオンライン記録によると、請求者の妻は、請求期間の保険料について、平成6年4月分を同年9月30日、同年5月分と同年6月分を同年11月2日、同年7月分と同年8月分を同年11月30日に現年度納付していることが確認できるところ、平成6年当時、社会保険事務所では現年度分の保険料納付を取り扱っていないことから、妻の請求期間の保険料が社会保険事務所で納付されたものとは考え難く、請求期間の夫婦二人分の保険料をまとめて一緒に納付したことがうかがえない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに、請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。